

石綿の国際表示

# アスベスト対策情報

No. 18

1994年12月26日

発行 石綿対策全国連絡会議

〒108 東京都港区三田3-1-3M・KCビル3F 全国安全センター内

TEL 03-5232-0182 / FAX 03-5232-0183

## もくじ

石綿対策全国連 第8回総会を開催	2
中基審にアスベスト規制強化案諮問	2
アスベスト濃度測定結果を改ざん	3
東京都 公害防止条例改正	3
〈資料〉	
公害防止条例（石綿関係部分抜粋）	4
石綿等に係わる労働安全衛生法関係政省令 の改正について（案）	7
第8回総会議案書	9
1994年度役員	15

# 石綿全国連が第8回総会を開催



アスベスト代替品に見る参加者

まわり診療所の平野敏夫氏が行い出席者から多くの質問を受けました。又、会場後部にはアスベストの代替品等を展示を行いました。

## 中基審にアスベスト規制強化案諮問

12月15日、労働省は中央労働基準審議会にアスベスト関連の安衛法政省令改正案を諮問しました。（資料7～8ページ）

①アモサイト、クロシドライトの使用禁止、②含有率5%から1%へ、③労働者に呼吸用保護具及び作業衣の使用義務化、④解体での事前調査、記録、一定のものについての隔離・届け出を内容としています。

この間の労働省等行政との話し合いで、私達が主張している、吹き付けの全面禁止や、作業環境評価基準の引き下げ等が欠けています。今後も中基審等への働き掛けを強めていきます。

石綿対策全国連絡会議の第8回総会が11月15日に開催されました。

渋谷区勤労福祉会館に63名が参加して開催された総会は、里見事務局長の司会ではじまり、富山代表の主催者あいさつ、事務局長からの93年度活動報告、古谷事務局次長からの93年度会計報告、更に94年度活動方針、伊藤事務局次長を含めた新役員提案が行なわれ、承認されました。

94年度活動方針ではアスベスト規制法制定を目指すと共に、当面労働省の動きに注目し、アスベスト規制の強化を求めていくこと、又4月にはシンポジウムを開催することなど確認されました。

尚、引き続き同会場でアスベスト規制を求める討論集会が開催され、講演を東京都大気規制課長の溝呂木昇氏、日本労働弁護団常任幹事の古川景一氏、亀戸ひ

# アスベスト濃度測定結果を改ざん！

1992年12月から翌年2月に行なわれた東電白山変電所の吹付けアスベスト撤去工事に際し、工事区域外の空気のアスベスト濃度が異常に高く、測定業者の力ナモリ技販㈱の環境計量士田辺芳夫氏が濃度測定結果を改ざんしていたことが明らかになりました。石綿対策全国連絡会議はさる11月29日、計量法を管轄する通産省にこの事例を説明し、適切な処置をとるよう求めました。

## 東京都公害防止条例改正

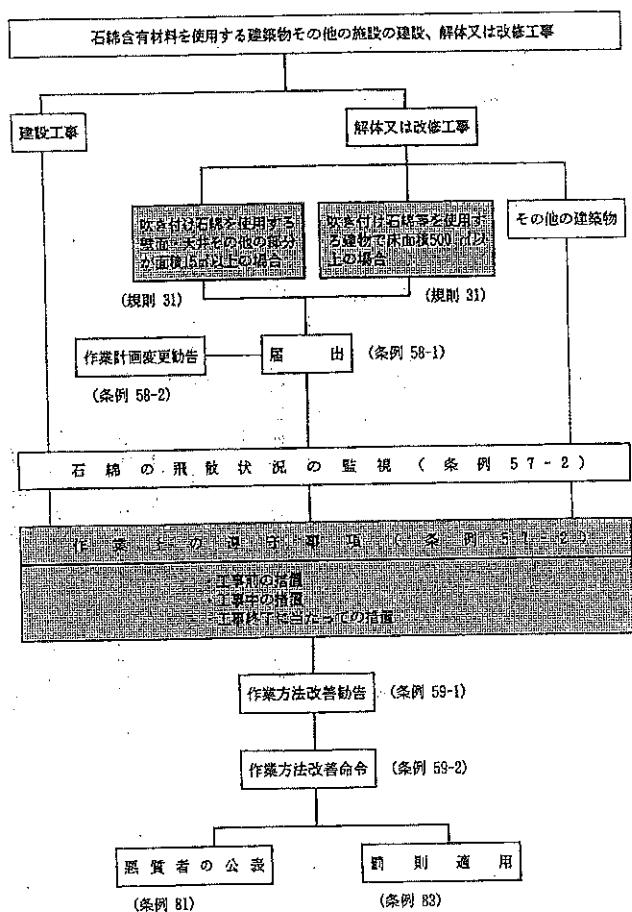
アスベスト対策では国より先行している東京都は、従来指導要綱により対策が取られてきましたが、今年の7月20日に条例第93号により、東京都公害防止条例及び同施行規則の改正が行なわれ、

「石綿含有建築物解体工事に係わる届出等」、「改善勧告及び改善命令」が条例に入れられ、罰則も設けられました。

又、11月9日には、東京都告示第1279号により、石綿含有材料を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事における作業上の遵守事項が定められ、95年1月1日から施行されることになりました。（公害防止条例石綿関係部分抜粋4～6ページ）

建築物解体工事等の石綿飛散防止体系

東京都環境保全局大気保全部



公 告 防 止 条 例 施 行 規 則

第三回 建設工事等

(建設工事等に係る遵守事項)

第五十一条 建築物その他の施設等の運送(土地の造成を含む。)、解体又は改修の工事を行つ者、当該工事に伴つて発生する騒音、振動又は熱により、人の健康又は生活環境に障害を及ぼさないよう努めなければならない。

2 石綿を含む建材材料(以下「石綿含建材」といふ。)を使用する建築物その他の施設の建設、解体又は改修の工事を施工する者は、知事が定める作業上の遵守事項(以下「遵守事項」という。)に従つて工事を施工し、及び規則で定める石綿の飛散の状況の測定の方法(第二十条同様)について監視を行わなければならない。

第五回 施設工事等  
(石綿の飛散の状況の監視)

第三十一条 条例第五十一条第一項の規定による石綿の飛散の状況についての監視は、別表第五に掲げる方法によるものとする。

別表第五 石綿の飛散の状況の測定の方法(第二十条同様)

工事の区分	監視の方法
建築物その他の施設の建設の工事	建設工事の現場内において四隅によって粉じんの飛散の状況を監視する方法
一 石綿含 他の施設 有建設物 の解体又は 解体等工 事に係る 改修の工事	工事の開始前、石綿の除去、封じ込め又は閉じ込みの 作業の施工中及び工事終了後において、付表に定めるど うも行つぞれせな一回以上(当該作業の施工の期間が 六日を超える場合、当該期間の六日)とて一回以上、11 区画以上の区画わたりて行われる場合、巡回して11 回以上一大気中ににおける石綿の飛散を測定する方法
二 以外 のもの	解体又は改修工事の現場内において四隅によつてある 人の飛散の状況を監視する方法

付表

測定位置	工事の場所の敷地の境界線の外、換気装置の排出口に最も近い場所を含む建築物その他の施設の周辺四方の場所
測定方法	大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省令第一号)第十 六条の二及び第十六条の三第一号の規定に基づき、環境庁長官が定め る石綿の濃度の測定の方法による。

# 公害防止条例例

## 公害防止条例施行規則

### (石綿含有建築物解体等工事に係る届出等)

第五十八条 石綿含有材料(規則で定めるものに限る。以下同じ。)を使用する建築物その他の施設で、規則で定める面積以上の石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分を有するもの又は規則で定める面積以上の床面積を有するものの解体又は改修の工事(以下「石綿含有建築物解体等工事」とこう。)を施工する者は、当該石綿含有建築物解体等工事の開始の日算起十日以内に規則で定めるところにより、当該石綿含有建築物解体等工事の作業施工計画を知事に届け出なければならぬ。

2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、作業施工計画が遵守事項に該当しないと認めたときは、その届出をした者に対し、当該作業施工計画を遵守事項に従つたものに該当しないことを告げなければならない。

### (防音勧告及び改善命令)

第五十九条 知事は、別表第七に掲げる建設作業(以下「指定建設作業」とこう。)に伴う発生する騒音(騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第11条第3項に規定する特定建設作業)に係るものを除へ。以下の表において同じ。)、振動(振動規制法(昭和五十一年法律第六十四号)第11条第3項に規定する特定建設作業に係るものを除へ。以下の表において同じ。)若しくは粉じんが規則で定める基準を超えて、当該指定建設作業の行われる場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると思われるとき又は石綿含有建築物解体等工事を施工する者が遵守事項に従わないと工事を施工していると認めるとときは、それらの事態を排除するため、当該指定建設作業又は石

### (指定建設作業に係る勧告基準)

第三十一条の二 条例第五十九条第1項に規定する規則で定める基準は、別表第五の1に掲げるところとする。ただし、この基準は、同表1騒音の部の表第1号の基準を超える騒音又は同表1振動の部の表第一号の基準を超える大きさの振動を発生する指定建設作業について同項の規定による勧告又は同表第一項の規定による命令を行うに当たつて、同表1騒音の部の表第三号又は同表1振動の部の表第三号の規定にかかる限り、同一の部位における作業時間をいわゆる年に定める時間未満四時間以上の間にわたり、一日における作業時間をいわゆる年に定める時間未満四時間以上の間にわたり短縮させることが防げるものではない。

2 前項の基準は、昭和四十四年東京都告示第556号により指定された区域以外の区域において行われる指定建設作業に伴つて発生する騒音(昭和五十一年東京都告示第119号)により指定された区域以外の区域において行われる指定建設作業に伴つて発生する振動並びに作業を開始した日に終わる指定建設作業に伴つて発生する騒音及び振動には適用しない。

3 知事は、前項による勧告を受けた者がその勧告に従わないと指定期間内に改修工事を施工しているときは、期限を定めて、同項の事態を排除するため必要な限度において、騒音、振動若しくは粉じんの防止の方法若しくは作業の方法を改善し、又は指定建設作業の作業時間を短縮するなどを命ぜなければならない。

### (石綿含有建築物施工計画届出等)

第三十二条 条例第五十九条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料ば、吹き付け石綿(吹き付け工法により使用される石綿を含有する建材をいう。以下同じ。)及び石綿を含有する保温材とする。ただし、条例第五十九条第一項に規定する壁面、天井その他の部分に使用する場合は、吹き付け石綿に限る。

2 無規則第五十八条第一項に規定する規則で定める石綿含有材料を使用する壁面、天井その他の部分の面積は、十五平方メートルとする。

3 条例第五十九条第一項に規定する規則で定める床面積は、五百平方メートルとする。

4 条例第五十九条第一項の規定による届出は、別記第二十号様式(三)による石綿含有建築物解体等工事施工計画題より行わなければならない。

# 公害防止条例施行規則

## (報告の受取)

第八十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、公害を発生させたる者があつて、必要な事項を報告せらるといふがである。

## (懲罰な違反者の公報)

第八十二条 知事は、規制基準を他のいの条例に定める遵守すべき事項に違反して著しくばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は器具を起し、かつ、知事の改善命令その他のいの条例による命令に従わない者があるとあは、その者を明らかにすることができる。

## 第五章 記録

第八十三条 次の場合の一に該当する者は、三万円以下の記録に處する。

- 第一十八条第一項の規定による認可を受けないで、第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項を変更した者
- 第四十六条、第五十九条第一項又は第六十九条の規定によると命令に違反した者

第八十四条 次の各項の一に該当する者は、三万円以下の記録に處する。

- 第一十八条第一項の規定による認可を受けないで、第十七条第一項第一号から第五号までに掲げる事項を変更した者
- 第四十五条又は第五十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

## (罰録規定)

第八十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に從事し前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科刑を科す。

# 石綿等に係る労働安全衛生法関係政省令の改正について（案）

平成6年12月  
労働省安全衛生部

## I 石綿に係る改正

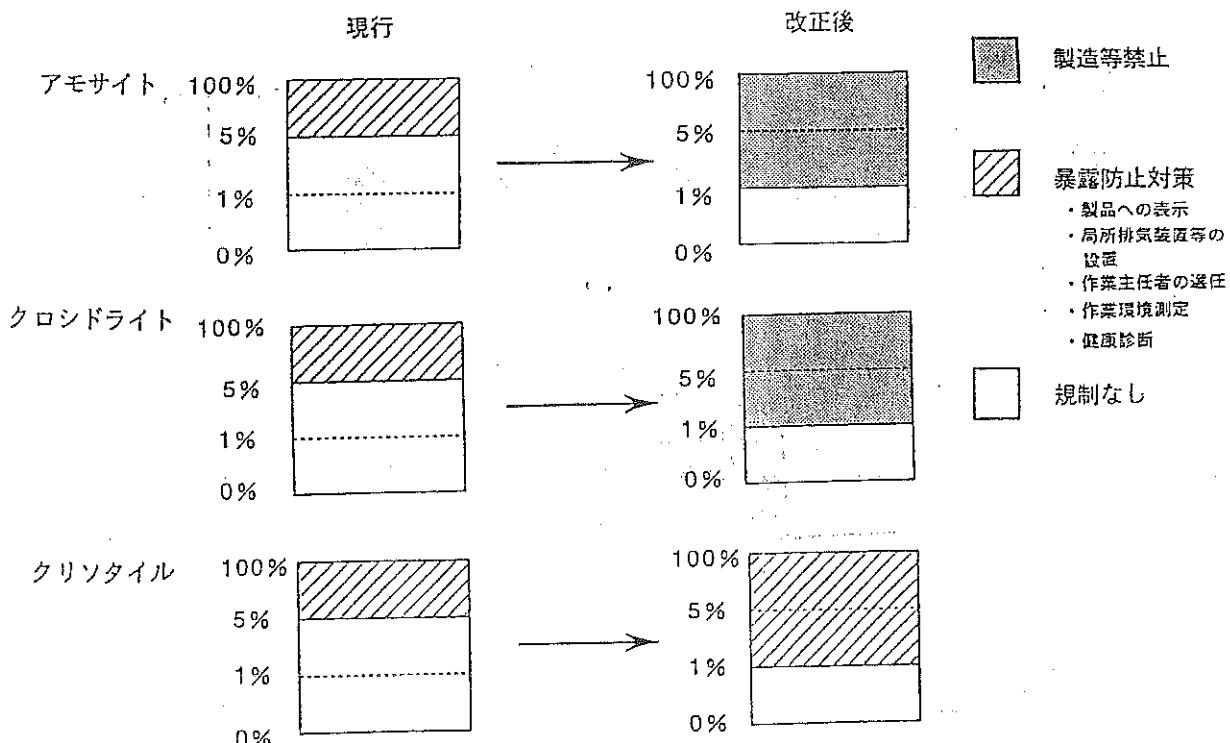
### 1. 趣旨

第8次労働災害防止計画（平成5年3月策定、計画期間：平成5年度～平成9年度）の趣旨を踏まえるとともに、最近の労働災害の発生状況に対応するために、石綿に係る労働安全衛生法関係政省令について、以下の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- (1) 製造、輸入、提供又は使用を禁止する有害物に、石綿のうち発がん性が強いとされているアモサイト及びクロシドライトを、追加すること。（労働安全衛生法施行令）
- (2) 健康障害を防止するため、一定の暴露防止対策を講じることを必要とする製品中の石綿含有率の範囲を5%から、1%に引き下げるここと。（労働安全衛生法施行規則、特定化学物質等障害予防規則）

### 石綿に係る規制の改正



(3) 事業者は、石綿等の切断・研磨、石綿等を張り付けた物の破砕等の作業を行うときは、作業に従事する労働者に呼吸用保護具及び作業衣等を使用させなければならぬこと。（特定化学物質等障害予防規則）

(4) 事業者は、建築物の解体等の作業を行うときは、次の措置を講じなければならないこと。（労働安全衛生法施行規則、特定化学物質等障害予防規則）

- ① あらかじめ、当該建築物について、石綿等が使用されている箇所及び使用の状況を設計図書の調査その他適切な方法により調査し、その結果を記録しておかなければならぬこと。
- ② ①の結果、石綿等が吹き付けられていることが判明したものについては、当作業場所をそれ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならないこと。
- ③ ①の結果、石綿等が吹き付けられていることが判明したもののうち、一定のものについては、あらかじめ所定の事項を労働基準監督署に届け出なければならないこと。

#### 建築物の解体等における石綿の除去等に対する規制の体系

(■は今回改正予定)

解体等の対象 実施すべき事項	石綿等を塗布し、注入し、又は張り付けた建築物		
	①石綿を吹き付けた建築物	②①以外の建築物	建築基準法の規定に基づき耐火構造とすべき建築物
作業主任者の選任	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
混潤化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣の使用	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
石綿の使用箇所等に関する調査	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
他の作業場所との隔離	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	—
労働基準監督署への届出	—	<input checked="" type="radio"/>	—

## 石綿対策全国連絡会議 第8回総会議案

### I、1993年度の活動報告

#### 1、はじめに

1987年11月14日に結成されて以来、7年が経過しました。90年4月18日に結成されたアスベスト規制法制定をめざす会の母体としても活動してきました。昨年の総会から1年をふりかえると、細川連立政権から羽田連立政権へ、そして村山連立政権へと、連立の枠も組み替わる激しい政治情勢の変化が見られました。こうした政治情勢の中ですが、アスベストを巡り様々な動きがあり、私達の微力ながらの活動の成果が見られた年と言えます。

成果として、①アスベスト規制強化への労働省等の国の動き及び東京都が従来の指導要綱の内容を条例化したなど行政の動き、②労働界においても連合にあって規制強化を求める動き、③業界にあっても厚形スレート瓦業界での勉強会「アスベストを考える会」が開催された、④アスベスト被災者の補償で和解成立等があります。石綿全国連としてもこうした動きに積極的に関与しつつ、多くの方からのアスベストに関する問い合わせなどに応えてきました。

又、アスベストも関連する製造物責任（PL）法が6月22日に可決され1年後に施行されることとなりました。

#### 2、アスベスト規制法制定への取り組み

##### (1) 国会対策

石綿全国連・めざす会がアスベスト規制法の早期再提出へ向けて取り組んできましたが、運動の高まりの反面、昨年5月に石綿業にたずさわる者の連絡協議会（8労組）による規制法制定反対の動き、代替化を進める一方で規制法制定に危機感を強める石綿業界の反対運動といった動きも強まってきました。

政治情勢の変化にあって、細川・羽田旧連立政権の与党内調整作業から、現在の社会・自民・さきがけの新連立政権への対応と、政治の激動に対応した動きが求められてきました。社会党を中心に協議を重ねてきました。

こうした情勢にあって、今年度でのアスベスト規制法再提出は実現しませんでしたが、石綿全国連は、あくまでもアスベスト規制法制定を堅持しつつ、具体化に向けて動き始めた規制強化の実現へ向けて取り組んできました。

#### (2) 集会等

昨年の第7回総会後に開催された「11・4アスベスト規制法をめざす国際交流集会」に引き続き、11月8日に広島呉市のYWCAで広島集会、同17日に大阪市のアピオ大阪で大阪集会を、それぞれ地元の協力により行ないました。

今年の2月27日に東京晴海見本市会場で開催されたDE VANDA展に出展し、アスベスト及びノンアスベスト製品展示による宣伝活動を行ないました。

#### (3) 社会党・連合との協議

社会党の五島正規議員と社会党政策局、連合の法規安全局、石綿全国連とで協議を重ねて来ました。アスベスト規制強化へ向けて安全衛生関連法規の改正を求めて行くことを確認しました。

#### (4) 行政への要請行動

1月17日、東京都に駒沢オリンピック公園・晴海国際見本市など外郭団体の施設におけるアスベスト対策を要請しました。

3月9日、建設・厚生・環境・労働・通産の5省庁と、五島議員を介しヒアリングを行ないました。

9月26日に労働省と、又10月5日に建設省と再度意見交換を行ないました。

#### (5) 各自治体議会での意見書等の採択状況

県議会 徳島県、栃木県、三重県、埼玉県（趣旨採択）

区議会 目黒区、北区、練馬区

市議会 函館市、清水市、新潟市、川越市、入間市、流山市、茅ヶ崎市、武蔵村山市、東久留米市、田無市、多摩市、保谷市、徳島市、桑名市、四日市市、龜山市、津市、久居市、上野市、名張市、松阪市、伊勢市、鳥羽市

町議会 埼玉県宮代町、三重県楠町・河芸町・関町・伊賀町・玉城町・大王町・磯部町・海山町・紀伊長島町

村議会 三重県御薗村

以上4県3区23市10町1村で意見書の採択等が報告されています。

### 3、日本でのアスベスト使用状況

#### (1) アスベスト輸入量

1993年のアスベスト輸入量は209,846tです。94年は、7月までの累計が121,090tであり、推計すると年間約208,000tとなり、多少減少したとは云え20万台の消費水準となっています。

### (2) ノンアスベスト化の動き

アスベストの有害性の浸透とともにノンアスベスト製品の開発は進められてきました。現在、ごく特別な使用箇所を除いて代替製品の開発を終えています。

しかし、一方では、カラーベスト（コロニアル）といった石綿屋根材が多く使用されているという実態、依然として石綿吹き付けが行なわれているという報告もあり、輸入量に見られる様にアスベストの消費量は依然として高水準です。

ノンアスベスト化を宣言しているニチアスの音馬社長が、PL法との絡みで年内にユニットバス不燃建材にアスベストを使用しない製品等建材部門の拡大を図ると新聞で報じられています。

### (3) 業界の動き

規制法制定の動きに危機感を抱く日本石綿協会は、盛んにクロシドライト・アモサイトとの比較でクリソタイルは安全であると、又、代替品の安全性に問題があると、生産コストの低さから省エネルギー・環境にやさしいと宣伝しています。

こうした業界の動きの一方で、以前からアスベストを使用しない厚形スレート瓦業界が、屋根材のノンアスベスト化を訴える学習会を開催し、NHKでも報じられました。又、旭化成建材㈱・昭和电工建材㈱・ニッテツアスク㈱がゼロアスベスト押出成形版工業会が結成されています。業界にあってもノンアスベスト製品の使用促進を訴える動きも出てきました。

## 4、行政の動き

労働省では、クロシドライトとアモサイトの輸入・製造・使用を禁止する、特化則での石綿製品規定を従来の5%を超える含有率から1%を超える物にする、吹き付け石綿を使用している一定の建築物の解体に届出を義務付ける、成形板を含めた解体時の石綿使用箇所の記録を義務付ける、成形板を含めた飛散防止と呼吸保護具・作業着の着用といった安全衛生法・特化則の改正等が検討されており、年内に行ないたいとしています。

建設省は、建築基準法から石綿スレート・石綿パーライト板の削除については、知見を集め有害性があれば検討したい、又、実態に逆行していれば改正したい。除去の際の飛散防止に関する来年度の融資拡大を大蔵省に要求しているとしています。

通産省は、製品開発・公害防止等に関する融資制度があるが、公害防止の方はそれなりに使われているが、製品開発等はほとんど使われていないという状況です。しかし、3年前に行なったヒアリング時と比較すると、業界への代替化指導を暗に認めるなど以前の拒絶的な対応からの変化がみられました。

こうした動きと共に、アスベスト対策では国より先行している東京都では、従来の指導要綱で出されていた「石綿含有建築物解体工事に係る届出等」「改善勧告及び改善命令」を東京都公害防止条例の中に加え、罰則も設けられました。

## 5. 國際的動き

現在、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、スイス、イタリア、オランダ、ドイツで原則的にアスベストの使用を禁止しています。代替化が進んでいるのはイギリス、オーストラリア。そしてアメリカではEPAの規制が緩和されたとはいえ使用量は激減し、今年の10月11日にはアスベストの許容暴露濃度が0・2本/ccから0・1本/ccに半減されました。更にこれまでアスベスト規制に消極的だったフランスでもクロシドライト、アモサイトなど角閃石アスベストの使用を禁止し、クリソタイルについてもおもちゃ、触媒フィルター、ペイントなどへの使用を禁止する法律が制定されました。

イギリスにおいては、1973年の約20万トン使用から91年に1万トンに減少している中で中皮腫による死亡数が急増し、91年に1千人に達しています。

先進諸国で使用が禁止乃至は制限され使用量が減少しながらも、依然として発展途上国での使用が見られ、南北問題的な要素も見られます。

## 6. 被災者等への支援

広島県の自動車工場労働者の故宮野音氏の悪性胸膜中皮腫が労災認定。広島県呉市の造船労働者でこれまでに5人が悪性中皮腫で労災認定。旧エタニットパイプの元労働者で悪性中皮腫やがんでの死者が民事損害賠償を会社に請求し、今年の10月に和解が成立しました。日本バルカ一工業の退職者によるアスベスト問題を考える会（退職者の会）では、退職後のじん肺・肺がんり患者への補償について会社側と協議が行なわれています。又、横須賀石綿じん肺裁判も係争中です。

建設労働者にあっても、全建総連の組合員故藤ヶ崎氏（神奈川県）の肺がんが6月に労災認定。又、岡山県の組合員8名がアスベスト肺でじん肺管理区分2以上

となるなど被害が広がっています。三重県・岡山県・神奈川県・東京都では、問診、レントゲン読影、健康診断などが継続的に行なわれており被災実態が掘り起こされつつあります。

築地中央卸売市場・東京女学館改築問題、江戸川区妙見島の建設廃材中間処理場建設（中止）問題、北海道富良野の旧アスベスト鉱山問題など随所でアスベストが問題となり、現在多くが継続中です。又、住宅でのアスベスト使用についての問い合わせも後を断ちません。

石綿全国連及び参加団体は、こうした諸問題に取り組んできました。

## 7、広報活動

広島・大阪での集会、D E V A N D Aへの出展、厚形スレート瓦業界の学習会に協力、「アスベスト対策情報」15・16・17号を発行、「めざす会ニュース」20号を発行しました。

## 8、組織の強化拡大

「加入案内」を作成しました。今年度は1団体と個人会員5名が増えました。

# II 1994年度活動方針

## 1、はじめに

アスベスト製品の代替化は、来年の7月1日に施行されるP L法、労働安全衛生法関連の改正いかんによって、今後も一層進められて来るといえます。現在でもアスベスト製品製造企業にあってノンアスベスト製品が製造されているということから、業界自体においても矛盾した側面を持っています。既に片足をノンアスベストに踏み込んでいるにも拘らず、業界の一部がアスベスト規制法に反対していると云えます。代替可能な物は全て代替化を求めていきます。

又、アスベスト代替化と同時に、建築物等既にアスベスト製品が使用されている物に対する対策も求められています。

繊維状の物質が問題であると云われており、代替品にも注意を向けて行く必要がありますが、アスベストほど有害性が明確になっている物は無いと云われています。有害な物はより安全な物に積極的に替えて行くことが基本です。

今後も、アスベスト規制法の制定をめざすと共に、如何に実質的にアスベストを

使用できなくさせていくのか、又、既に使用されている物に対しての対処、そして健康被害に対する救済へ向け活動を強めていきます。

## 2、行政との交渉

アスベスト規制強化の実現を求め、要請行動を強めて行きます。

## 3、ノンアスベスト化の促進

ノンアスベスト製品の収集と紹介を行なっていきます。

建設業界に建設でのノンアスベスト化を申し入れます。

石綿業界及びノンアスベスト業界との話し合いを行なっていきます。

## 4、アスベスト被災者への支援活動

アスベスト被災者の掘り起こし、労災申請等救済へ向け支援していきます。

## 5、集会及び広報活動

シンポジウム、非アスベスト製品の展示等を行なうと共に、「アスベスト対策情報」「めざす会ニュース」を適時発行していきます。

## 6、組織の強化拡大

入会案内を活用し、引き続き多くの方の参加を求めて行きます。

## 7、会費等について

団体会員は、中央単産が年間10,000円、その他年間5,000円、個人会員は年間2,000円と据え置くこととします。会費には「アスベスト対策情報」1部の代金を含みます。

# 1994年度役員案

代表委員	加藤忠由	(全建総連委員長)
	高嶋良充	(自治労副委員長)
	富山洋子	(日本消費者連盟運営委員長)
	広瀬弘忠	(東京女子大学教授)
事務局長	里見秀俊	(全建総連)
同次長	古谷杉郎	(全国安全センター)
	温品淳一	(アスベスト根絶ネットワーク)
	伊藤彰信	(全港湾)
運営委員	岩本伸一	(自治労)
	仲林義浩	(日教組)
	平井宏一	(全造船機械)
	安田節子	(日本消費者連盟)
	西田隆重	(神奈川労災職業病センター)
	山本高行	(全国じん肺弁護団連絡会議)
	信太忠二	(個人)
会計監査	仁木由紀子	(労災職業病被災者全国連絡会議)
	平野敏夫	(東京東部労災職業病センター)

